

# 東日本国際大学 学則

## 第1章 総 則

(名称並びに所在地)

第1条 本学は東日本国際大学と称し、福島県いわき市平鎌田字寿金沢37に置く。

(目 的)

第2条 本学は、学校教育法の趣旨に従い、あわせて本学創立者の建学の精神を体し、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学並びに社会福祉学を研究・教育し、知的、道徳的及び応用的能力を開発し、国際社会・情報化社会・福祉社会に貢献しうる人材の育成を目的とする。

2 経済経営学部では、将来社会を歩んでいくための経済や経営、情報の知識を持ち、考える力で、実社会の課題解決に対しての知恵をだせる人財を育成する。

3 健康福祉学部では「一人ひとりの幸せ」を追求し、支援・援助を必要とする人が求める質の高いサービスを提供する福祉の専門家を育成する。

## 第2章 組 織

(学部・学科の組織及び学生定員)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

経済経営学部 経済経営学科

健康福祉学部 社会福祉学科

2 経済経営学部における学生の定員は次のとおりとする。

経済経営学科

入学定員145人 収容定員580人

3 健康福祉学部における学生の定員は次のとおりとする。

社会福祉学科

入学定員60人（うち、介護福祉コース20名 1学級） 収容定員 240人

(学長)

第4条 本学に学長を置く。

2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第4条の2 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長の職務分担については別に定める。

(教職員)

第5条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

2 教授、准教授、講師、助教及び助手の職務は、学校教育法の定めるところによる。

3 職員は所定の業務に従事する。

(学部長その他)

第6条 本学には学部長、図書館長、電算室長、学生部長、教務部長、学科長を置く。

- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 3 図書館長、電算室長、学生部長、教務部長は学長を補佐し、教授会の意見を聴いてその所管業務を管掌する。
- 4 各学科長は、学科の意見を代表して、学部長を補佐する。

(兼任教員)

第7条 学長は各学科の意向に即した学部長の提案によって、必要ある場合には兼任の講師を委嘱することができる。

(教授会)

第8条 本学学部には教授会を置き、教授、准教授、講師、助教をもってこれを組織する。教授会の組織にはその他の教職員を加えることができる。

- 2 学部長は教授会を招集しその議長となる。ただし、特別の事情のときはその限りではない。

(教授会の審議事項)

第9条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 学長は、前項第3号に規定する事項を定めるときは、教授会の意見を聴いて、学長裁定で定める。
  - 3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項で「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会規程)

第10条 教授会に関する規程は別に定める。

(大学協議会)

第11条 本学に大学協議会を置き、学長の諮問に応じて組織及び運営について協議する。

- 2 大学協議会に関する規程は別に定める。

(委員会)

第11条の2 本学に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第12条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は別に定める。

### 第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は4月1日または10月1日に始まり、翌年3月31日または翌年9月30日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の二学期に分ける。

春学期 4月1日 から 9月30日 まで

秋学期 10月1日 から 翌年3月31日 まで

第15条 休業日を次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日(2月23日)

(4) 春期休業 4月1日より4月7日まで

(5) 夏期休業 7月1日より9月10日まで

(6) 冬期休業 12月15日より1月7日まで

- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 年限・入学・入学手続き等

(修業年限)

第16条 学部の修業年限は4年とする。

- 2 ただし、所定の単位を優れた成績で修得した者については、教授会の議を経て、学長が認めた場合に限り、3年以上在学すれば足りるものとする。

(在学年限)

第17条 学生は8年を越えて在学することはできない。但し、第23条第1項の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課

程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学経済経営学部・健康福祉学部への編入学を志願する者があるときは選考のうえ、相当年次に入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る)
- (4) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (5) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (6) その他、法令等で大学編入学できるとの定めに適合する者

2 選考の方法は各々別に定める。

(学士入学)

第23条の2 学士の学位を有する者で、学士入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 学士入学を許可された者の既に履修した授業及び単位数の取扱いについては教授会の議を経て学長が決定する。

3 学士入学の選考の方法は、別に定める。

(再入学、転学部)

第23条の3 本学へ再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- 2 転学部を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができる。
- 3 選考の方法は各々別に定める。

(転入学)

第23条の4 他の大学において相当の単位数を修得している者で本学（経済経営学部及び健康福祉学部）へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第25条 授業科目を分けて、経済経営学部は、教養科目、共通専門基礎科目、専門科目とする。  
健康福祉学部は、教養科目、共通専門基礎科目、専門科目とする。

- 2 経済経営学部は、教職に関する科目を置く。

(副専攻プログラム)

第26条 本学の教育上の目的を達成するために、授業科目を体系的に編成することで特定の領域の専門知識・技能の習得を目指す副専攻プログラムを開設し、その学習成果を認定することができる。

- 2 副専攻プログラムに必要な事項については、プログラム毎に定める。

(履修方法)

第27条 授業科目は別表の通りとする。

経済経営学部

- (1) 経済経営学科・・・・・・・・・・・・・・・・別表（一）
- (2) 教職に関する科目・・・・・・・・・・・・・・・・別表（二）

健康福祉学部

- (1) 社会福祉学科・・・・・・・・・・・・・・・・別表（一）

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(単位計算方法)

第28条 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については、15時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については、30時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。必要出席時間数に関する規程は別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学及び大学以外の教育施設等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修及び大学以外の教育施設等の授業科目を学修させることができる。

2 前項の規定により履修及び学修して修得した授業科目の単位については、教授会の議に基づき、入学前、入学後にかかわらず合わせて60単位を限度として、卒業要件単位として認めることができる。

3 大学以外の教育施設等において修得した単位認定については、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により修得した単位とする。

(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第31条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位について、教育上有益と認めるときはこれを本学において修得したものと認定することができる。

2 前項の単位認定は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲において認めることができる。

(成績)

第32条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの5種の評価をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

(その他)

第33条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法及び進級要件等については、別に定める。

## 第6章 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により2か月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ理由を付した休学願を提出して学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のために修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して4年をこえることができない。

3 休学の期間は第16条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は保証人連署のうえ復学願を提出して、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学への転入学を志願しようとする者は、保証人連署のうえ転学願を提出し学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、保証人連署のうえ期間を付した留学願を提出し学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学する期間は、第16条に定める在学年限に含めることができる。

3 第29条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ学生証を添えて退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納付しない者

(2) 第17条に定める在学期間をこえてなお修学できない者

(3) 第35条第2項に定める休学期間をこえてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第7章 卒業及び学位

(卒業)

第40条 本学に4年以上在学し学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、各学部の定める卒業に必要な単位を優れた成績で修得した者で、教授会の議を経て、学長が認めた場合には、卒業することができる。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

4 卒業の時期は、3月又は9月とする。

(学位)

第41条 卒業した者には、次の区別に従って学位を授与する。

経済経営学部 学士(経済学)

健康福祉学部 学士(社会福祉学)・(精神保健福祉学)

(教育職員免許状)

第42条 本学において取得できる教育職員免許状は次の通りである。

経済経営学部

経済経営学科 高等学校教諭一種免許状（情報・商業・公民）

- 2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

## 第8章 賞 罰

（表 彰）

第43条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

（懲 戒）

第44条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- （1）性行不良で改善の見込がない者
  - （2）正当な理由がなくして出席常でない者
  - （3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第9章 厚生施設

（学生寮）

第45条 本学に石名坂昌平寮を置く。

2 石名坂昌平寮に関する規則は別に定める。

（保健管理センター）

第46条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関する規程は別に定める。

## 第10章 社会人学生、帰国子女学生及び外国人留学生、研究生・科目等履修生並びに特別聴講学生

（社会人学生）

第47条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可する。

（帰国子女学生及び外国人留学生）

第48条 帰国子女学生又は外国人で、大学において教育を受ける目的をもって帰国又は入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ帰国学生又は留学生として入学を許可する。

(研究生)

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合はその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第50条 本学において科目等履修生として入学することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第51条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

第52条 帰国子女学生及び外国人留学生、研究生、科目等履修生並びに特別聴講学生に関する規程は別に定める。

## 第11章 検定料・入学金及び授業料等

第53条 検定料・入学金・授業料等の額は別表(三)のとおりとする。

2 実験、実習費は別に徴収することができる。

(授業料等の納付期及び分納)

第54条 授業料等は次の二期に分けて納付することができる。

(1) 春学期 入学手続時又は4月中、10月入学生は10月中

(2) 秋学期 9月中、10月入学生は翌年4月中

2 授業料等を分納しようとする者は保証人連署のうえ事由を記して分納願を提出しなければならない。

(復学等の場合の授業料等)

第55条 春学期又は秋学期の中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第56条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込の学期の授業料等を納付するものとする。

(退学及び除籍並びに停学の場合の授業料等)

第57条 春学期又は秋学期の途中で退学し又は除籍された者の当期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第58条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(授業料等の免除及び納付の猶予)

第59条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又は、その他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部もしくは一部を免除し、又は納付を猶予することがある。

2 授業料等の免除及び納付の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(研究生・科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等)

第60条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生の検定料及び授業料等については別に定める。

(納付した授業料等)

第61条 納付した検定料、入学金、授業料等は返還しない。

2 入学手続き完了後入学を辞退する者で、別に定める期日までに保証人連署のうえ理由を付した納付金返還の申請をした者は、検定料、入学金以外の納付金を返還することがある。

## 第12章 奨学金

(奨学金)

第62条 本学に在籍する学生で、学業成績、人物とも優れた者で経済的な事由で大学教育を受けることが困難な者に学資を給付する。

2 奨学金に関する規程は別に定める。

## 第13章 公開講座及び特別の課程

(公開講座)

第63条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

(特別の課程)

第64条 本学の学生以外の者を主な対象として、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づき、特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 第14章 留学生別科

(留学生別科)

第65条 本学に留学生別科を置く。

2 前項の留学生別科の入学定員は80人とし収容定員を160人とする。

- 3 留学生別科の修業年限は2年とする。
- 4 留学生別科に関する規程は別に定める。

#### 附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年5月26日から施行する。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、この学則のカリキュラムは、平成13年度入学生から適用し平成12年度以前の入学生は、従来のカリキュラムとする。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、この学則のカリキュラムは、平成14年度入学生から適用し平成13年度以前の入学生は、従来のカリキュラムとする。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、経済学部経済情報学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまで存続するものとする。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、この学則のカリキュラムは平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生は、従来のカリキュラムとする。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、この学則のカリキュラム及び成績評価は平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生は、従来のカリキュラム及び成績評価とする。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。